

## 「きょうとふNPO活動支援融資制度」に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）、京都信用金庫（以下「乙」という。）及び公益財団法人京都地域創造基金（以下「丙」という。）は、「きょうとふNPO活動支援融資制度」の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、地域の公益を担う活動や地域が抱える課題解決に取り組む特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に資金面の支援を行い、その活動の自立及び継続を推進し、もって地域力の再生を図ることができる社会環境づくりを進める。

### （実施事業）

第2条 甲、乙及び丙は、立上げ期等のNPO法人の活動強化・育成・発展を支援するため、小口融資事業を行う。

### （役割）

第3条 事業の実施における甲、乙及び丙の役割は、次のとおりとする。

#### （1）甲の役割

甲は、「京都府府民の力応援基金」を活用し、小口融資の金利を無利子（利子補給分）にするために必要となる資金を丙に補助する。

#### （2）乙の役割

乙は、丙から推薦のあったNPO法人について、融資の申込を受け、小口融資に関する審査を行う。融資することが妥当であると判断されたNPO法人に対して、融資及び返済事務を行う。

#### （3）丙の役割

ア 丙は、NPO法人から融資申込を受け付け、NPO法人の公益性及び信頼性を審査し、融資を受けることが妥当と認められるものについて、乙に推薦する。

イ 丙は、乙が小口融資事業として融資したNPO法人に対して、甲から補助金の交付を受け、当該NPO法人が支払った利子相当額を支給する。

### （協働で取り組む事項）

第4条 この協定の締結を契機に、甲、乙及び丙は連携・協働し、NPO法人の活動支援を進めるものとする。

### （実施の細目）

第5条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に定める事項に関し、疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年9月24日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府知事

山田啓二

乙 京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地  
京都信用金庫  
専務理事

神田隆之

丙 京都市下京区五条高倉西入る万寿町143  
いづつビル6階  
公益財団法人 京都地域創造基金  
理事長

深尾昌峰

## 「きょうとふNPO活動支援融資制度」に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）、京都北都信用金庫（以下「乙」という。）及び公益財団法人京都地域創造基金（以下「丙」という。）は、「きょうとふNPO活動支援融資制度」の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、地域の公益を担う活動や地域が抱える課題解決に取り組む特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に資金面の支援を行い、その活動の自立及び継続を推進し、もって地域力の再生を図ることができる社会環境づくりを進める。

### （実施事業）

第2条 甲、乙及び丙は、立上げ期等のNPO法人の活動強化・育成・発展を支援するため、小口融資事業を行う。

### （役割）

第3条 事業の実施における甲、乙及び丙の役割は、次のとおりとする。

#### （1）甲の役割

甲は、「京都府府民の力応援基金」を活用し、小口融資の金利を無利子（利子補給分）にするために必要となる資金を丙に補助する。

#### （2）乙の役割

乙は、丙から推薦のあったNPO法人について、融資の申込を受け、小口融資に関する審査を行う。融資することが妥当であると判断されたNPO法人に対して、融資及び返済事務を行う。

#### （3）丙の役割

ア 丙は、NPO法人から融資申込を受け付け、NPO法人の公益性及び信頼性を審査し、融資を受けることが妥当と認められるものについて、乙に推薦する。

イ 丙は、乙が小口融資事業として融資したNPO法人に対して、甲から補助金の交付を受け、当該NPO法人が支払った利子相当額を支給する。

### （協働で取り組む事項）

第4条 この協定の締結を契機に、甲、乙及び丙は連携・協働し、NPO法人の活動支援を進めるものとする。

### （実施の細目）

第5条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に定める事項に関し、疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年9月24日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府知事

山田啓二

乙 宮津市宇鶴賀 2054 番地の 1  
京都北都信用金庫  
理事長

細見壽彦

丙 京都市下京区五条高倉西入る万寿町143  
いづつビル6階  
公益財団法人 京都地域創造基金  
理事長

深尾昌峰